

吉川市分別収集計画

第七期

平成25年5月
埼玉県吉川市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進すると共に、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	4,535	4,620	4,665	4,722	4,776

（単位：トン）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- **ごみ減量への意識啓発**
市の広報誌やホームページ等において情報発信に努めるとともに、吉川市環境教育副読本である「よしの風」の充実にも努め、環境教育を推進する。また、小中学校、自治会等を対象とした出前講座を開催する。
- **資源ごみの分別促進**
資源ごみの分別排出の徹底やリサイクルの推進等について、市の広報誌やホームページ、ごみ減量説明会等を通じて啓発する。特に、燃やすごみの中に混入しやすい紙・衣類、ペットボトルの分別啓発に努める。
- **廃棄物減量等推進員との協働**
地域から選出される推進員と市が協働し、各地域が抱えるごみに関する様々な問題に対応するとともに、研修会等を実施し、ごみ減量啓発及び資源ごみの分別排出の促進に努める。
- **エコ・ショップ認定制度の充実**
ごみの減量化、資源化および再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を『吉川市エコ・ショップ（環境にやさしい店）』として認定し、エコ・ショップ認定制度の活性化を図るため、情報発信に努め、事業化を検討する。
- **マイバッグ運動の推進及び環境団体等との連携**
市民環境団体の『マイバッグの会』と連携し、マイバッグの利用実態調査や、市民まつり、環境フェスティバル等での啓発活動を継続して実施する。また、各種環境団体と連携し、市民の環境意識の向上に努める。
- **事業系ごみの排出指導**
事業者向けのリーフレットを作成し配布するなど、事業系ごみの排出者指導を行うことにより、ごみ減量の啓発を行うとともに、分別排出の徹底による資源ごみのリサイクルについて啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化委計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位:トン)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	(合計) 140		(合計) 142		(合計) 144		(合計) 145		(合計) 147	
主としてアルミ製の容器	(合計) 126		(合計) 128		(合計) 130		(合計) 132		(合計) 133	
無色のガラス製容器	(合計) 218		(合計) 222		(合計) 224		(合計) 227		(合計) 230	
	(引渡) 0	(独自処理) 218	(引渡) 0	(独自処理) 222	(引渡) 0	(独自処理) 224	(引渡) 0	(独自処理) 227	(引渡) 0	(独自処理) 230
茶色のガラス製容器	(合計) 179		(合計) 182		(合計) 185		(合計) 187		(合計) 189	
	(引渡) 0	(独自処理) 179	(引渡) 0	(独自処理) 182	(引渡) 0	(独自処理) 185	(引渡) 0	(独自処理) 187	(引渡) 0	(独自処理) 189
その他のガラス製容器	(合計) 93		(合計) 94		(合計) 95		(合計) 96		(合計) 98	
	(引渡) 93	(独自処理) 0	(引渡) 94	(独自処理) 0	(引渡) 95	(独自処理) 0	(引渡) 96	(独自処理) 0	(引渡) 98	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
主として段ボール製の容器	(合計) 253		(合計) 257		(合計) 260		(合計) 263		(合計) 266	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 242		(合計) 245		(合計) 248		(合計) 252		(合計) 254	
	(引渡) 0	(独自処理) 242	(引渡) 0	(独自処理) 245	(引渡) 0	(独自処理) 248	(引渡) 0	(独自処理) 252	(引渡) 0	(独自処理) 254
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次の推計式で算出する。

$$\text{見込み量} = \text{①直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{②人口変動率}$$

① 直近年度の分別基準適合物等の収集実績

項目		平成24年度 収集実績
主としてスチール製の容器	かん	137
主としてアルミ製の容器		124
無色のガラス製容器	びん	214
茶色のガラス製容器		176
その他のガラス製容器		91
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	3
主として段ボール製の容器	段ボール	248
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	237

（単位：トン）

② 人口変動率

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
69,481人 (対前年度比)	70,596人 (対前年度比)	71,472人 (対前年度比)	72,346人 (対前年度比)	73,180人 (対前年度比)
1.15%	1.60%	1.24%	1.22%	1.15%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集及び中間処理は、現行の収集体制を活用して行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ごみ減量化及び資源化を図るため、自治会やPTA等が実施する資源回収に対し、回収量に応じた奨励補助金を交付する。
- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者等の委員で構成された吉川市廃棄物減量等推進審議会を必要に応じて設置する。
- 廃棄物減量等推進員と協働し、市民一人ひとりのごみ減量及び分別意識の高揚に関する啓発を行う。